



総財務第105号
5文科高第425号
令和5年6月16日

各都道府県知事
各指定都市市長
各公立大学長

} 殿

総務省自治財政局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について

このたび、第211回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進
を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）」（以下「第13次一括
法」という。）が成立し、令和5年6月16日に公布されました。

これは、令和4年12月20日に閣議決定された「令和4年の地方からの提案等に関する
対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

第13次一括法により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法（平成15年法
律第118号。以下「法」という。）が改正されました（別添1、2参照）。改正の内容は、
下記のとおりです。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

記

1. 改正の概要

公立大学法人について、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加した上で、毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止することとしたこと。

2. 施行期日等

(1) 施行期日は公布の日としたこと。

(2) また、経過措置を以下のとおり定めることとしたこと。

- ① 新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とすること。
- ② ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。
- ③ また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。

3. 留意事項

法第26条第1項の規定に基づき、公立大学法人が中期計画を作成又は変更する場合には、設立団体の長の認可を受ける必要があること。

別添1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）（条文及び理由）

別添2 （抜粋）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）（新旧対照表）

本件連絡先

総務省自治財政局財務調査課企画係

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu.go.jp

文部科学省高等教育局大学教育・入試課
公立大学係

電 話 : 03-6734-3370

F A X : 03-6734-3387

e-mail : daigakuc@mext.go.jp



総財務第 106 号
5 高大教第 24 号
令和 5 年 6 月 16 日

各都道府県公立大学法人担当部長
各市町村公立大学法人担当部長
各公立大学法人担当部局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
(公 印 省 略)

公立大学法人の中期計画における指標の設定について（通知）

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）」（以下「第 13 次一括法」という。）が、令和 5 年 6 月 16 日に公布されました。

第 13 次一括法により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）が改正され、公立大学法人について、中期計画の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加することとされました。つきましては、指標の設定に当たっては下記を参考に願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 法第 78 条の 2 の規定に基づき、公立大学法人は中期目標の期間における業務の実績に関し、評価委員会の評価を受ける必要があることから、指標は、定量的、定性的いずれでも構わないが、客観的な評価が可能な指標とすべきものであること。
2. 法第 26 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人が中期計画を作成又は変更する場合には、設立団体の長の認可を受ける必要があることから、指標の追加

に当たっては、その具体的な内容や個数等は設立団体と公立大学法人であら
かじめ十分に協議の上、設定することが望ましいこと。

3. 指標の設定に当たっては、「国立大学法人の第4期中期目標期間における中
期計画の例等」(別添)も参考にされたいこと。

別添 国立大学法人の第4期中期目標期間における中期計画の例等(令和4年
3月30日文部科学省報道発表資料より抜粋)

本件連絡先

総務省自治財政局財務調査課企画係

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu.go.jp

文部科学省高等教育局大学教育・入試課
公立大学係

電 話 : 03-6734-3370

F A X : 03-6734-3387

e-mail : daigakuc@mext.go.jp

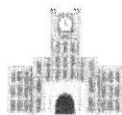
公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、
廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

（施行日：令和5年6月16日）

現
行

○公立大学法人においては、以下の事項が毎年度義務付けられている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受ける



設立団体の長の
附属機関

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

- 公立大学法人：
中期計画(6年)があるにもかかわらず毎年の策定は負担
- 地方公共団体(設立団体)：
年度評価に係る事務負担が大きい



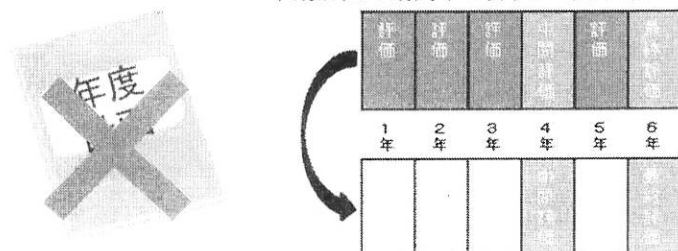
教育の質の向上や地域貢献に
十分に取組みしていない



見
直
し
後

○国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を廃止(※)

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



(※) 年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、
地域社会での知的・文化的拠点としての
業務を行うことができる

公立大学が本来の役割に資する業務に
一層取り組むことが可能に！

